

第十回 参議院厚生委員会會議録第十六号

昭和二十六年三月二十日(火曜日)午前九時五十九分開会

本日の會議に付した事件

○社会福祉事業法案(内閣提出)

○結核予防法案(内閣送付)

○予防接種法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河崎ナツ君) それでは厚生委員会をこれから開くことにいたします。

昨日に続きまして社会福祉事業法案を議題にいたします。昨日に続いて今日は御質問の箇所を皆さんからおつしやつて頂くことにいたします。

○有馬英二君 私は民主党を代表いたしまして、この法案の審議について、もう少し慎重に本案を審議すべきものである、委員長におかれましては、その点御考慮願わしいということを申上げておきます。

○石原幹市郎君 それでは二、三御質問申上げますが、昨日の話し合いではできるだけ今日上げる。できるだけではない、今日上げるといふことになつておりますので、簡単に質問申上げますが、答弁も極めて簡単に結構であります。

先ず第一は、この法律案を円滑に施行して行くには、社会福祉主事に適任者を得て行かなければならないと思ひますが、人を充実することが、立派な人を得ることが第一であると思ひますが、今度は法律で相当資格も制限されて、又いわゆる人員の数等も法定され

ることになつておりますので、こういう資格の人が果してこういうふうに分得られるかどうか、又こういう人の指導、訓練その他についてどういう準備をされておるか、そういうことについて簡単に……。

○政府委員(木村忠二郎君) その主事の人選につきましては、お説の通りに極めて重要なことでありますので、この資格を持つております者をできるだけ充実にしたいと考えてまして、昭和二十五年から職員研修をいたしまして、その研修を終了いたしました者がこの資格を得られるようにいたしております。なおそのほか各地区ごとに厚生大臣が一定の資格、内容を審査いたしました講習会を開催いたしまして、その開催する講習会を指定いたしまして、それを終了いたしました者、それを卒業いたしました者が主事の資格があるようにいたしております。おひねりそれで本年度と明年度、二

カ年度におきまして養成をいたしまして、一応この職員は充実されるものというふうな考へております。なおこれらの職員の質の向上という点につきましては、厳格な訓練、指導、監督といふものを、なお十分に達成いたしますと同時に、なおその後におきましてこの研修制度を十分運用いたしまして、遺憾ないようになつていきたいと思います。

○石原幹市郎君 今後人の訓練、人選その他について十分留意してもらいたいと思ひます。次は、やはりこの事業の裏付けとなります財政措置であります

ますが、こういう事業関係には平衡交付金、国庫補助、その他が中心になるようでありまして、こういう面について、例えば平衡交付金なら平衡交付金で出る場合、これが平衡交付金がこの事業に遺憾なくまわらうような割合になり、仕組になつておるかどうか。そういう点について、今まで財政当局或いは地方自治庁等と折衝されたことについての主なところをお話願ひたい。

○政府委員(木村忠二郎君) 本法案の施行につきまして、直ちに要ります費用は、社会福祉主事、この費用と、福祉主事に關する事務所の費用が勿論中心であると存じますが、これらにつきましては、大蔵当局並びに地方財政委員会と話し合ひをいたしまして、その両者の意見の一致した金額の範囲内で、明年度におきましては、これらの人員組織の整備ができるように話し合ひが付いておるわけでありまして、従いまして本法案の閣議上程をいたしまするにつぎましては、大蔵省及び地方財政委員会の所管の大臣、これらが共同して整備いたしましたことに相成つております。なお指導、監督、訓練の経費につきましては、国におきまして相当補助をいたすことにいたしております。又福祉主事に關する事務所につきましては、勿論重要な事務でありまして生活保護に關する事務につきましては、明年度よりそれに必要な事務費を地方に与えまして、その適正な運営をいたすように明年度から図つております。この金額が三億餘円、国庫補助か

ら三億円、合計して六億円ばかりの経費がこれに使われることになつております。

○石原幹市郎君 福祉主事の待遇面なんかどういふふうになつておりますか。

○政府委員(木村忠二郎君) この待遇につきましては、地方の事務吏員、技術吏員、各府県の事務吏員、技術吏員と同一でございまして、それらの中でそれ／＼の教育程度、或いは事務の熟練度といふものによりまして、定められましたところの、何んといひますか、職級によりまして、その待遇をいたすようにいたしてございまして、

○石原幹市郎君 この福祉主義はやはり相當の教育、教養を要するといふことになつておりますし、職掌柄からいひまして、これはやはり相當の待遇を与へまして、こういう人々に間違ひのないようにやはり行かなければならないと思ひます。福祉主事の待遇といふようなことにつきまして、今後一段と留意を払つてもらいたいと思ひます。それから平衡交付金等で行きます費用が、ともすると地方においてこういう方面があつたのでありまして、これが従来はあつたのでありまして、今後はそういうことは少いと思ひます。そういう点につきまして、まあ地方自治庁なり地方庁のほうと十分話し合ひされておるかどうか、そういう点についてどういふこと……。

○政府委員(木村忠二郎君) 技術専任の職員を指導されます上におきましては、地方自治体として最も経済的にや

りますためには、この組織をとる以外には現在のところ方法がないといふことは、地方財政委員会並びに厚生省の間において、意見が一致いたしております。従いまして中央におきましては、各省関係庁の間の話し合ひは十分ついております。従いまして地方に對しまして、この面につきましては十分指導いたしまして、その点に遺憾のないようにいたしたいと思ひます。し、又市及び府県におきましては逐次その方向に向ひまして、すでにその整備をなしつつあるという状況でござい

ます。大抵昭和二十五年におきまして一部分人の整備をいたしたのでござい

ますが、現在におきましては大体所期の目的に近い状況に達しております。

従いまして、二十六年におきましては、この目標に達することは可能であると思ひますし、なおこの組織を十分活かせませんと、生活保護費約二百五十億の経費が明年度考えられておるのでございまして、この経費が著しく濫費されるという虞れが多分にありますので、その点につきましては、地方といたしましてこの組織を整備いたしまして、財政支出が放漫になるということとは避けるようにいたすだろつと考へられますので、この職員の充実は十分いたすであらうといふふうに我々も考へております。

○石原幹市郎君 次はこの第七十三條に關係する問題であります。この第七十三條の第三号で「当該共同募金の配分を受ける者が役員又は評議員に含まれないこと」といふ一項があるの

であります。これは立案された趣旨はいろいろあると思つておりますが、實際問題として、この共同募金の配分を受けるいろいろな福祉事業をやつておる大きな団体とか法人その他から、この募金に一人も役員が入れないと、こういうふうなことは實際問題として、私は今後募金の運営その他に不都合が起るのじやないだろうかと思つておる。この配分を受ける者が余りにたくさん役員になつて、この募金の運営を支配してしまふということになつても、これは又弊害があるだらうと思つて、何らかの数の上で制限をするというふうなこともして、若干の者がやはりこの募金運営に關係できるふうにしたほうが私はいいじやないかと思つておる。その点はどうか。

○政府委員(木村忠二郎君) この点につきましては、いろいろ問題があるわけでございますが、共同募金の配分を受ける者が役員、評議員に含まれておるといふことによりまして、共同募金の配分についてとやかくの議論がされるということが従来多々ございまして、たうな關係からいたしまして、一応そういう利害關係の非常に密接なものにつきましては、これから排除するほうが、共同募金の配分につきましても、公正を期する上におきまして適當であらうというふうな考えまして、この条項を設けたのでございます。勿論これによりまして、社会事業界の意向が共同募金の配分に反映しないというふうなことになるわけでは困るわけでございますが、又社会福祉協議会というものが十分この方面におきます意向を綜合

いたしまして、各地方におきます社会福祉事業の計画及び今後どういふうな点を直さなければならんか、どの点に金が足りないかということにつきましても検討いたしまして、この意見に従ひまして共同募金におきましては配分するということになりますので、社会事業全体が入つた社会福祉協議会というものがこの点に對して力を持つということになりまして、この点が社会事業界の實情を反映しないといふので、その両方をうまく使ひまして、そうしてこれをうまく利用したいというふうな考へておる次第であります。勿論やりましての結果、その点がうまく行かないという場合におきましては、又考慮することが必要じやないかと思つております。

○石原幹市郎君 この問題については、社会福祉事業關係者のほうでも、或いは地方でも相當意見があるやうであります。只今社会局長から今後これをやつて見て、運営がうまく行かないやうであれば、これを考慮してもよろしいという意味の御発言があつたのであります。これは十分その社会福祉事業團體關係者並びに地方輿論の声を聞かれまして、今後この点については更に検討を加えられまして、できれば適當の機会に改正されるやうな措置をとつて貰つたらどうかということを、私この際要望しておきます。

それからその次は、第七十八條の二項であります。この寄附金の配分に国及び地方公共團體が干渉してはならないといふことがあるのですが、これはこの前の国会で共同募金のいろいろの論議がありましたときにも、この

問題はあつたのであります。この趣旨はまあ行政が不當な干渉をやつたらいかんというやうな意味であらうと思つておるやうですが、国又は地方公共團體が關係してはどうも悪いというやうなその考へ方が、ちよつと私には、これまあ個人的の考へ方でありまして、解せないものであります。この条項の考へ方について一言説明を承わりたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) 国、地方公共團體は、具体的な寄附金の配分につきまして干渉することは、共同募金の自主性と申しまするか、自主的な運営を阻害することになりますので、この干渉を排除する、これは個々の配分についての干渉を排除することにいたしましたのであります。勿論共同募金の配分の基礎となり得るものは、その地方におきまして社会福祉事業を如何にすべきかといふ一つの計画によつてなされるべきものであると考へられまして、それにつきましては、社会福祉協議会といふものが、それらの点につきまして十分検討いたすことに相成りますので、これにつきまして、地方公共團體は、これに参加いたしておきます關係上十分な意見を述べべる機会がございますし、なおその配分につきまして、不當なる配分であるといふものは七十六條の配分の計画と、それから七十九條の配分後の措置と、両方を睨み合せますとつきりいたしますことに相成りますので、これらの点は適當でないといふものにつきましては、一般の社会福祉法人に對します監督権を發動いたしまして、適當な措置を講ずることになるわけでありまして、従ひまして個々の配分につ

きまして從來干渉をいたしました結果、各種の非難がございましたこと等に鑑みまして、これにつきましては特に明白にいたしましたやうな次第でございます。

○石原幹市郎君 次は、第八十一條の募金の配分を受けた者は一年間寄附を募集してはならないという規定は、これは昨日山下委員からも非常に御議論があつたのであります。この規定は非常に嚴格に解釈するものであるか。絶対に一年間は何らの寄附をしてもいかにといふ趣旨であるのか。それとも大規模なものをやつちやいかんといふ意味であつて、それほど嚴格なものであるのじやないだろうか、そこらの点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) この第八十一條の規定は、これは共同募金に對する免役事項でございます。共同募金をいたしまして一般大衆が共同募金に應じました際に、更にもう一度同じやうな趣旨の寄附金と同じところから出て来ることを防止したいという趣旨にはかならぬのであります。従ひまして或る社会事業團體に對します特殊の、何と申しますか、同情を持つた人々がこれに對しまして特定の寄附金をいたしますこと、或いはその会員等が金を集めますこと、これらにつきましては寄附金の募集とはならないといふふうな考へられます。これにつきましては第八十一條では何ら制限されない、つまり積極的に募集をしない、つまり集めて来るものを受け入れることは一向差支えありませんし、それからそれに対する同情者が金を持つて来ますことは一向差支えないといふふうな考へております次第であります。

○石原幹市郎君 最後に福祉に關する事務所と地方事務所との關係であります。附則の第七項によつて、當分の間、相兼ねたやうな事務を行うことができるという規定があるのであります。私はできるだけ地方事務所と福祉の事務所を相兼ねて行つたほうが、いふやうな感じを持つております。この當分の間といふのは、まあ成るべく私はこゝういふ組織であることを希望するのであります。當局の考へを伺いたいと思ひます。

○政府委員(木村忠二郎君) この辺につきましては、實際の地方の實情によりまして運営ができればよろしいといふことを考へまして、地方におきまして都道府県知事が最も適切な運営ができるやうなふうによつて参つたらよろうと考へております。従ひましてこの第七項によりまして、七項に任ぜたいと思つております。従ひましてこの地方の實情等によりまして分けたほうがいいといふやうな全体的な事情がありまして、これは分けるやうにいたすといふこととなると考へるのであります。それまでの間は當分の間兼ねるというふうな考へていいのではないかと、我々は考へております。

○石原幹市郎君 以上で質問を終わります。

○小杉繁安君 この際休憩いたしました。懇談にしたいと思ひますが、その動議を提出いたします。

○委員長(河崎ナツ君) 小杉委員の動議が出ておりますが、皆さん御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河崎ナツ君) それでは暫く休憩いたしまして懇談いたしたいと思ひます。

午前十一時十七分懇談会に移る

午前十一時十六分懇談会を終る  
○委員長(河崎ナツ君) これより引続きまして厚生委員会を開会いたします。

審議の都合上、結核予防法案を議題といたします。提案理由の説明を願ひます。

○国務大臣(黒川武雄君) 只今上程されました結核予防法案の提案理由について説明いたします。

結核が我が国の国民病と言われるほどに蔓延し、その害が各個人のみなならず社会全般に及んでおり、延いては国民経済にまで悪影響を与えていることは周知の事実であります。今これを数字的に見ますならば、結核の死亡者は昭和二十二年十四万六千二百四十四人、同二十三年十四万五千二百五十九人、同二十四年十三万八千七百六十五人であり、人口一万に対する死亡率は、昭和二十四年一・九でデンマークの二・八、アメリカの三・〇等に比して五倍以上に上つており、結核による直接間接の損失は極めて大きく推定して一千億圓に上るとも言われているような次第であります。

この結核の予防を図るために、すでに大正八年に現行結核予防法が制定され、今日までこの法律によつて予防対策が行われていたものでありますが、この法律は何分にも三十年以前に制定されたものであり、専ら伝染の防止に重点が置かれており、医学の進歩がもたらしましたBCGの接種による発病防

止、ツベルクリン反応検査、エックス線検査による患者の早期発見及び外科手術、人工気胸術、ストレプトマイシンその他の新薬の使用等による早期治療については何ら触れていない憾みがあるものであります。政府といたしましては、現行法のこの欠点を改め、現代医学の長所を行政の面に十二分に活用すると共に、社会保障制度の一環として患者の医療費の負担を軽減し、以て結核の予防と患者に対する適正医療の普及を図り、我が国の結核撲滅を期したいという意図の下に、この法案を提出いたしました次第であります。

次にこの法案の内容と致しましては、第一に、最も結核にかかり易い状態にある一定範囲の国民に対して、毎年定期の健康診断を行うべきことを規定しております。この健康診断の実施義務者は、事業場、学校、児童福祉施設等集団生活をなすものについては、それらその集団の責任者、それ以外

の一般住民のうち結核の蔓延している地区に居住する者については市町村長であります。而してこの集団のうち労働基準法、学校教育法等によつて健康診断の義務を課せられているものについては、これとの調整をはかると共に、結核対策の実体的な一元化をなし得るよう規定しております。なお、都道府県知事及び保健所を設置する市の市長に対して結核に感染しやすい職業の者、患者と同居する者等特に感染の虞れの多い対象について定期外の健康診断を随時実施する権限を与え、以て患者発見の完璧を期しております。

第二に、生後三十歳までの全国民及び集団生活を営む者に対して、毎年定期に結核の予防接種を行うべきことを

規定しております。即ち定期の健康診断を行なつた場合、ツベルクリン反応が陰性又は疑陽性であつた者に対しては、同時に予防接種を行い、又健康診断の対象者以外の一般国民に対しては、市町村長が予防接種を行うことにしております。又感染の虞れの多い対象に対して定期外に予防接種がなされることも健康診断の場合と同様であります。なお、結核の予防接種の制度は、すでに現行の予防接種法で規定せられていたものでありますが、これを更に実施に便ならしめるため健康診断と関連を持たせて本法案中に規定せんとするものであります。

第三に、現在現行結核予防法及び伝染病届出規則によつてなされる医師の届出の結果が、結核対策上十分に活用されていない弊を改め、居住地の保健所において患者を登録し、必要に応じて家庭訪問指導を行わせることとしております。

第四に、医療費負担の制度について申し上げます。すでに御承知のごとく、結核の治療は相当長期に亘り、従つて多大の経費を要する上に、初期においてはその自覚症状がないために、とかく早期に治療することを怠り、その災禍を増大せしめる憾みがあるものであります。この対象として、結核の医療に最も著効のあるとされている医療費種を選んて、その適応症の患者に対しては公費を以て医療費の半額を負担することとし、結核の適正医療の普及を図ると共に、患者の負担軽減を行おうとするものであります。医療の種類として、差当り、胸部外科手術、人工気胸、ストレプトマイシン及びバスの投与を考慮しております。

第五に、結核治療対策の根幹をなす結核病床については、国の設置するもの以外についても補助を与えて、積極的に増床を行うため、厚生大臣が地方公共団体に対して結核療養所の新床及び拡充を勧告し、これに対しては国庫から二分の一の補助をすることとし、又営利を目的としない法人に対しても補助し得るよう規定いたしましたのであります。

本法案は以上の五点を骨子とするものであります。その他に、現行結核予防法と同じく医師の患者に対する指示義務、都道府県知事の行う予防措置の指示、結核を伝染させる虞れのある患者の従業禁止、入所命令の規定、これらの患者に対する医療費の公費負担等の規定を設け、又結核対策全般に関する厚生大臣の諮問機関として結核予防審議会を置くこととしたのであります。而してこの法律の施行について地方公共団体の支出する費用については、一定率の国庫補助を出すよう規定しております。

何とぞ慎重御審議の上、速かに、可決せられんことを希望いたします。

○委員長(河崎ナツ君) 本法案の審議につきましては次に譲ることになりました。まして、本日は提案理由を聴取する程度にとどめたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないものと認めます。

次に、予防接種法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○国務大臣(黒川武雄君) 只今上程されました予防接種法の一部を改正する

法律案につきまして、その提案理由を説明いたします。

予防接種法が昭和二十三年六月に制定されましたから今日に至るまで伝染病予防対策上重要な一環としてその機能を果たして来たものであります。ただ、現行法の下におきましては、定期の予防接種は必ず市町村長の行うものを受けなければならぬこととなつてゐるのであります。これは当時新しい制度として予防接種を確実にするため、すべて市町村長の行うものだけに限定し、体系を複雑にしない建前で規定されたものであります。併し予防接種の普及に伴ひまして、市町村長のみにとどまらず、一般医師の接種をも法律上有効なものとする必要の改正を行ひ国民の便宜を図る必要があると考えられます。

ので、この際予防接種法を改正し、従来の市町村長の行う接種のほか、新たに一般医師の予防接種を認め、その事実を証する証明書等の授受手続を規定しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに可決されんことを希望いたします。

○委員長(河崎ナツ君) 本法案も審議は次回に廻しまして、本日は提案理由を伺うだけにとどめたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河崎ナツ君) 御異議ないものと認めます。ちよつと速記をとめて。

「速記中止」

○委員長(河崎ナツ君) 速記を始めて下さい。それでは本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

出席者は左の通り

|                                 |                                    |               |               |               |               |               |               |               |               |                             |                                  |                       |                                                     |  |
|---------------------------------|------------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------|----------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------|--|
| <p>委員長<br/>理事</p> <p>河崎 ナツ君</p> | <p>委員</p> <p>小杉 繁安君<br/>有馬 英二君</p> | <p>石原幹市郎君</p> | <p>川村 松助君</p> | <p>中山 壽彦君</p> | <p>長島 銀藏君</p> | <p>藤原 道子君</p> | <p>山下 義信君</p> | <p>谷口弥三郎君</p> | <p>松原 一彦君</p> | <p>國務大臣<br/>厚生大臣 黒川 武雄君</p> | <p>政府委員<br/>厚生省公衆衛生局長 山口 正義君</p> | <p>厚生省社会局長 木村忠二郎君</p> | <p>事務局側<br/>常任委員会専門員 草間 弘司君<br/>常任委員会専門員 多田 仁巳君</p> |  |
|                                 |                                    |               |               |               |               |               |               |               |               |                             |                                  |                       |                                                     |  |
|                                 |                                    |               |               |               |               |               |               |               |               |                             |                                  |                       |                                                     |  |
|                                 |                                    |               |               |               |               |               |               |               |               |                             |                                  |                       |                                                     |  |
|                                 |                                    |               |               |               |               |               |               |               |               |                             |                                  |                       |                                                     |  |